

研修受講費助成事業

生活援助従事者・介護職員初任者 介護福祉士実務者研修費助成

～研修の受講費用を事業所に助成します～

◆助成対象となる研修

- ① 生活援助従事者研修 ②介護職員初任者研修
- ③ 介護福祉士実務者研修 R4.4.1～

◆助成対象者

市内の介護サービス事業者

これから就労する方も、
既に就労している方でも
申請できます！



◆助成要件

次の①から④の要件を全て満たすもの

- ① 助成金の交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に研修を修了していること。※
- ② 研修修了後、市内の訪問介護事業所等と雇用契約を結び、3ヶ月以上継続して介護職員として就労していること又は研修修了前から市内の訪問介護事業所等に就労しており、研修修了後も3ヶ月以上継続して介護職員として就労していること。
- ③ 助成金の交付申請時において、市内の介護サービス事業所に就労していること。
- ④ 研修の受講費用について、他の補助金等の助成を受けていないこと。(一部助成を含む。)

※生活援助・初任者研修は、平成31年4月1日以降に実施された研修が対象です。

※実務者研修は、令和4年4月1日以降に実施された研修が対象です。

◆助成額

研修に要した対象経費（受講料及び教材費）を介護サービス事業所が負担した額

- ① 生活援助従事者研修 65,000円（上限）
- ② 介護職員初任者研修 80,000円（上限）
- ③ 介護福祉士実務者研修 100,000円（上限）

※ 助成対象経費の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額です。

◆申請受付 随時受付

◆申請方法・提出書類

研修修了時点から次年度終了までに、次の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 狛江市介護職員研修受講費助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 研修の修了証明書の写し
- ③ 研修の実施機関に支払った受講料等の領収書の写し
- ④ 介護サービス事業所から、研修修了者に助成対象研修費用を支払ったことが分かるもの
- ⑤ 就業証明書（第2号様式）

※事業の詳細、申請書等については下記のホームページをご覧ください。

研修を受ける方は
市外の人も
対象です！



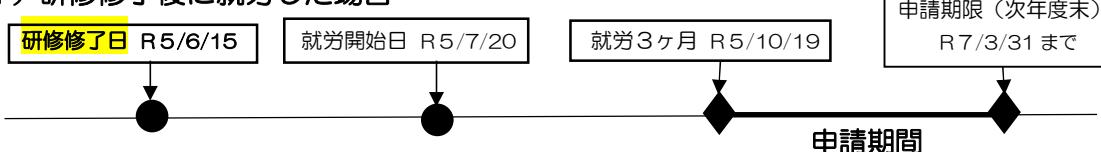
狛江市ホームページ

トップ → 健康・福祉 → 高齢者 → 介護の仕事・資格支援
→ 狛江市介護職員研修受講費助成金事業

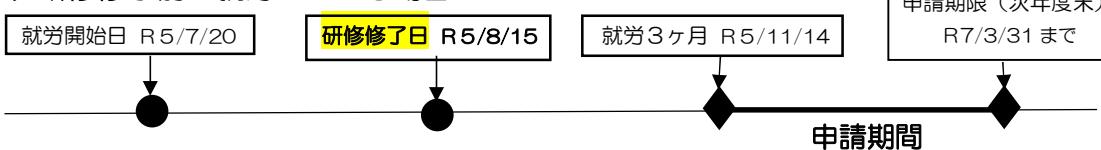
申請のタイミング

- ① 研修を修了する。
- ② 市内の訪問介護事業所等に介護職員として3ヶ月以上継続して就労している。
(研修修了日前の就労期間は含めない)
- ③ 申請時において就労している。※①～③を満たしたら申請となります。

例1) 研修修了後に就労した場合



例2) 研修修了前に就労している場合



※申請対象期間になりましたら、早めにご申請ください。

<問い合わせ・申請先>

狛江市 福祉保健部 高齢障がい課 介護保険係
〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5
TEL 03-3430-1262（直通）

